

# 石巻市ごみ集積ボックス等設置事業費補助金の概要



## 目的

石巻市では、燃やせるごみのカラス被害等による散乱を防ぎ、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、町内会又は行政区が設置するごみ集積ボックス等の設置に要する費用に対し、補助を行います。

## 交付要件

町内会等がごみ集積所へ新たに設置するものであって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

- (1) ボックス型又は折りたたみ型で利用世帯のごみが収納できる大きさのもの
- (2) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、耐久性があり、景観を損ねないもの
- (3) 鳥類及び猫等の小動物の侵入を防ぎ、かつ、ごみの飛散を防止できる構造であるもの

ボックス型<例>	折りたたみ型<例>
	

## 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす町内会等とする。

- (1) 設置したごみ集積ボックス等を適正に維持管理できること。
- (2) ごみ集積ボックス等の設置について、法、政令、省令その他の関係法令を遵守できること。

## 補助金の交付の対象となる経費

- (1) ごみ集積ボックス等の購入費及び設置費
- (2) 自らごみ集積ボックス等を製作する場合の材料費及び設置費

※ 次に掲げるものについては、補助対象経費の対象外とする。

- 要綱の施行前に購入、設置されたごみ集積ボックス等の購入費及び設置費
- ごみ集積ボックス等の修理等に要する費用
- ごみ集積ボックス等の解体、撤去及び処分に要する費用
- ごみ集積ボックス等に係る送料及び運搬費

## 補助金額

種類	ボックス型	折りたたみ型
補助内容	設置1箇所につき補助対象経費の2分の1の額又は85,000円のいずれか少ない額	設置1箇所につき補助対象経費の2分の1の額又は28,000円のいずれか少ない額

## 申請書等提出先

廃棄物対策課、または、お住まいの地域の総合支所市民生活課に事前相談のうえ（相談いただいた後、現地調査を実施させていただきます。）、別紙フローチャート（補助金の申請方法と手続きについて）等を参考に書類をそろえていただき、申請用紙等をご持参ください。

各支所（渡波・稲井・荻浜・蛇田）では受付を行っておりませんので、ご了承ください。

令和2年度は、8月3日（月）より申請受付を開始します。

地域	窓口	電話番号
石巻地区	石巻市役所廃棄物対策課	0225-95-1111 (内線3373~3376)
河北地区	河北総合支所市民生活課	0225-62-2112
雄勝地区	雄勝総合支所市民生活課	0225-57-2112
河南地区	河南総合支所市民生活課	0225-72-2117
桃生地区	桃生総合支所市民生活課	0225-76-2111
北上地区	北上総合支所市民生活課	0225-67-2112
牡鹿地区	牡鹿総合支所市民生活課	0225-45-2112